

事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）の執行について

諏訪市公営企業事後審査型一般競争入札実施要綱（平成24年公営企業告示第7号）及び諏訪市公営企業総合評価落札方式試行要綱（平成24年公営企業告示第9号）に基づき、総合評価落札方式による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。

令和8年6月30日

（諏訪市公営企業管理者）
諏訪市長 金子 ゆかり

1. 入札対象工事

工 事 名	令和8年度 神戸配水池・神戸第2配水池計装盤等更新工事
工 事 場 所	諏訪市 四賀神戸 地内
工 事 概 要	神戸配水池・神戸第2配水池 計装設備 一式 神戸配水池・神戸第2配水池 流量計 一式 神戸第2配水池 水位計 一式
工 期	契約締結の日から令和10年3月31日

2. 入札に参加できる者の条件

諏訪市公営企業建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たしていることが必要です。

工事種別と等級格付等	電気工事 格付けA級 ※諏訪市又は入札参加者が所在する諏訪地域5市町村による格付けがA級であること。
建設業許可	電気工事について、特定建設業の許可を有していること。
配置技術者	(1) 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。なお、監理技術者にあつては、当該対象業種に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。 (2) 1級電気工事施工管理技士 (3) 本件入札参加申請日以前に入札参加者と直接的かつ恒常的雇用関係を3か月以上有していること。
所在地要件	諏訪地域6市町村内に、諏訪市公営企業建設工事入札参加資格に登録された本店、支店又は営業所等を有すること。ただし、支店又は営業所等にあつては、次の要件を付する。 ①設置年数：諏訪地域6市町村内に開設後10年以上経過していること。 ②従業員数：常勤従業員数が5名以上であること（諏訪地域6市町村内に本店、他の支店又は他の営業所等がある場合は、合計人数とする）。 ③実績：入札公告日から起算して過去5か年の間に、諏訪地域6市町村のいずれかが発注した当該業種の工事の元請施工実績があること。
施工実績要件	本店の場合：不要 支店又は営業所等の場合：所在地要件に記載のとおり
その他の参加資格要件	(1) 諏訪市公営企業契約事務規程により、諏訪市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条に規定する参加資格の条件を満たしていること。

3. 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
入札参加申請受付	令和8年6月30日(火) から 令和8年7月7日(火) まで 正午	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」とする。 ・期日までに、諏訪市役所企画部財政課へ電子メール、持参又は郵送により提出すること(必着)。
価格以外の評価点申請受付	令和8年6月30日(火) から 令和8年7月7日(火) まで 正午	・提出書類は「価格以外の評価点申請書(様式第1号)」とする。 ・期日までに、諏訪市役所企画部財政課へ電子メール、持参又は郵送により提出すること(必着)。
設計図書等の閲覧入手	令和8年6月30日(火) から 令和8年7月27日(月) まで	諏訪市公式ホームページ https://www.city.suwa.lg.jp
設計図書等に関する質問受付	令和8年6月30日(火) から 令和8年7月9日(木) まで 正午	・質問書様式は自由(具体的に記載することとし、社印及び社判(代表者印)を押印すること)。 ・期日までに、諏訪市役所企画部財政課へ電子メールにより提出すること(必着)。
回答閲覧期間	令和8年7月14日(火) から 令和8年7月27日(月) まで	諏訪市公式ホームページ https://www.city.suwa.lg.jp
入札日時・場所	令和8年7月28日(火) 午前9時00分	諏訪市役所 502会議室
開札日時・場所	入札日時・場所に同じ	
総合評価に関する事項	(1)総合評価の方法について ・総合評価点は、入札額が予定価格を超えた者及び低入札価格調査制度事務処理要綱(平成14年告示第54号)に基づき失格となった者を除いて、次の算式により算定する。 - 総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点 ・価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。 - 価格点：87点、価格以外の評価点：13点 ・価格点は、次の算式により算定する。 - 価格点＝配点(87点)×最低価格/入札価格(小数点以下第3位四捨五入) ※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち、最低の入札価格をいう。 ※2 入札価格とは、各応募者の入札価格をいう。 ・価格以外の評価項目及び配点について - 別紙「落札者決定基準」のとおり。 (2)価格以外の評価点の公表等について ・公表日 令和8年7月28日(火)開札後、公表する。 ・価格以外の評価点に疑義があるときは、自らの価格以外の評価点について書面により照会することができる。 ・疑義照会期間 令和8年7月28日(火)から令和8年7月29日(水)午後3時まで ・疑義照会書面提出先 諏訪市役所企画部財政課(本庁3階) ・修正が生じた場合の公表日 令和8年7月30日(木)諏訪市役所企画部財政課(本庁3階)において閲覧により公表する。	

落 札 者 の 決 定 等	(1) 総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。 (2) 総合評価点の最も高い者が2人以上ある場合は、当該入札者のくじ引きにより落札候補者を決定する。 (3) 落札候補者は入札参加資格確認書類及び価格以外の評価点申請書記載内容確認書類（以下「確認書類」という。）を落札候補者となった日の翌々日まで提出すること。（翌々日が閉庁日の場合は翌営業日） (4) 審査は、落札候補者から提出のあった確認書類により行い、入札参加要件を満たし、かつ、価格以外の評価点申請書の記載内容が適正である場合には、当該落札候補者を落札者とする。入札参加要件を満たしていない場合は次に総合評価点が高い者を落札候補者とし、落札候補者の確認書類の記載内容について総合評価点が過大となる過誤があった場合にあっては、総合評価点を減点し、当該減点の結果、総合評価点の最も高い者が変わる場合は、当該減点後の総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、過誤の内容が悪質であると認められる場合は、失格とする。 (5) 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日の翌々日までに行うものとする。（翌々日が閉庁日の場合は翌営業日） (6) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し口頭等により連絡する。 (7) 入札参加資格を満たしていないと認められた場合、価格以外の評価点申請書の記載内容に過誤があり減点を行った場合及びこれに伴い落札候補者が変わる場合は、その旨を当該落札候補者に通知する。 (8) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して4日間、諏訪市に対して入札参加資格がないとされた理由について、書面により説明を求めることができる。
確 認 書 類 に つ い て	・ 確認書類は、「事後審査型一般競争入札入札参加資格要件確認書類(様式第2号～第4号)」、「価格以外の評価点申請書記載内容確認書類(様式第2号～第5号)」及びその他諏訪市公営企業が指定する書類とする。 ・ 落札候補者となった日の翌々日まで(翌々日が閉庁日の場合は翌営業日)に提出すること。 ・ 提出場所 諏訪市役所企画部財政課（本庁3階）
入 札 結 果 の 公 表	契約を締結した後、諏訪市役所企画部財政課にて公表する。

(注意) 上記申請又は閲覧等の受付時間は、定めがある場合を除き、諏訪市の休日を定める条例(平成元年条例第34号)第1条に規定する市の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

4. 入札事項等

最低制限価格制度	適用なし
低入札価格調査制度	適用あり
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	契約額の100分の10以上の金銭的保証
前 金 払	適用あり
部 分 払	適用あり
入 札 執 行 回 数	2回（2回目の入札において落札候補者がいない場合における見積入札は実施しない。）
工 事 費 内 訳 書	必ず持参すること。入札書の提出と同時に提出を求める。

5. その他の事項

(1)「諏訪市事後審査型一般競争入札実施要綱」「諏訪市最低制限価格制度実施要綱」「低入札価格調査制度事務処理要綱」「諏訪市入札心得」を熟読のうえ、ご参加ください。（諏訪市公営企業発注の案件については諏訪市公営企業契約事務規程もご確認ください）

(2)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3)本入札に失格基準価格の適用はありません。

(4)入札書の提出と同時に内訳書の提出が必要となります。内訳書がない場合や内訳書に不備がある場合は、それに係る入札書が無効となりますので、十分にご注意ください。

(5)入札金額の内訳書について

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は記載例（諏訪市HPへ掲載）を参考に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

落札者の工事内訳書に対し内容を確認し、労務費等が著しく低い恐れがあると発注者が判断した場合は、労務費ダンピング調査を実施し、調査の結果、適切でないと判断されたときは、理由書を提出していただき、正当な理由がない等の場合は建設Gメンに通報し必要な調査を実施することになります。

なお、必要な内容の記載がない場合は、「入札書の無効（失格）」となりますので、ご留意ください。

(6)本件は、債務負担行為に係る入札となります。各会計年度における支払限度額の割合は設計図書を確認してください。

6. 提出先及び問い合わせ先

諏訪市役所 企画部財政課（本庁3階） TEL0266-52-4141 内線313

メールアドレス： keiyaku@city.suwa.lg.jp